

学校法人箕面学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人箕面学園の役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、学校法人箕面学園寄附行為第6条に定める者とする。

(報酬)

第3条 役員の報酬額は、次の通りとし理事会で決定する。

理事長	理事会決定
常勤理事	理事会決定
非常勤理事	無報酬
監事	無報酬
評議員	無報酬

(交通費)

第4条 外部理事及び監事、外部評議員に対して、交通費相当額を支給する事ができる。理事、監事は2万円とし評議員は1万円とする。

(その他)

第5条 この規程の運用について、必要と認めた場合は、理事会で改訂する事ができる。

附 則

この規程は平成28年10月1日より施行する。

令和2年4月1日一部改正する。

令和5年4月1日一部改正する。